

データ越境流通の規範化及び促進に関する規定（意見募集稿）（仮訳）

【部門規章】

规范和促进数据跨境流动规定（征求意见稿）

为保障国家数据安全，保护个人信息权益，进一步规范 and 促进数据依法有序自由流动，依据有关法律，对《数据出境安全评估办法》、《个人信息出境标准合同办法》等数据出境规定的施行，作出以下规定。

- 一、国际贸易、学术合作、跨国生产制造和市场营销等活动中产生的数据出境，不包含个人信息或者重要数据的，不需要申报数据出境安全评估、订立个人信息出境标准合同、通过个人信息保护认证。
- 二、未被相关部门、地区告知或者公开发布为重要数据的，数据处理者不需要作为重要数据申报数据出境安全评估。
- 三、不是在境内收集产生的个人信息向境外提供，不需要申报数据出境安全评估、订立个人信息出境标准合同、通过个人信息保护认证。
- 四、符合以下情形之一的，不需要申报数据出境安全评估、订立个人信息出境标准合同、通过个人信息保护认证：
 - （一）为订立、履行个人作为一方当事人的合同所必需，如跨境购物、跨境汇款、机票酒店预订、签证办理等，必须向境外提供个人信息的；
 - （二）按照依法制定的劳动规章制度和依法签订的集体合同实施人力资源管理，必须向境外提供内部员工个人信息的；

データ越境流通の規範化及び促進に関する規定（意見募集稿）

国家データの安全を保障し、個人情報の権益を保護し、データの法に基づく、秩序のある、自由な流通をさらに規範化し促進するため、関係法律に基づき、「データ国外移転安全評価弁法」、「個人情報国外移転標準契約弁法」等のデータの国外移転に関する規定の実施について、以下のとおり規定する。

- 一、国際貿易、学術協力、越境の生産製造及びマーケティング等の活動において発生したデータの国外移転については、個人情報又は重要データが含まれない場合には、データ国外移転安全評価を申告し、個人情報国外移転標準契約を締結し、個人情報保護認証に合格する必要はない。
- 二、関係部門、地域から重要データであることが告知又は公表されていない場合、データ取扱者は重要データとしてデータ国外移転安全評価を申告する必要はない。
- 三、国内で収集・発生したものではない個人情報を国外に提供する場合は、データ国外移転安全評価を申告し、個人情報国外移転標準契約を締結し、個人情報保護認証に合格する必要はない。
- 四、以下の状況のいずれかに該当する場合、データ国外移転安全評価を申告し、個人情報国外移転標準契約を締結し、個人情報保護認証に合格する必要はない。
 - （一）個人が一方の当事者となる契約を締結し、履行するため、例えば、越境ショッピング、越境送金、航空券・ホテルの予約、ビザ手続の取り扱い等のために、個人情報を国外に提供しなければならない場合。
 - （二）法に基づき制定された労働規則制度及び法に基づき締結された集団契約に従い人的資源管理を実施するために、社内の従業員の個人情報を国外に提供しなければならない場合。

(三) 緊急情况下为保护自然人的生命健康和财产安全等，必须向境外提供个人信息的。

五、预计一年内向境外提供不满 1 万人个人信息的，不需要申报数据出境安全评估、订立个人信息出境标准合同、通过个人信息保护认证。但是，基于个人同意向境外提供个人信息的，应当取得个人信息主体同意。

六、预计一年内向境外提供 1 万人以上、不满 100 万人个人信息，与境外接收方订立个人信息出境标准合同并向省级网信部门备案或者通过个人信息保护认证的，可以不申报数据出境安全评估；向境外提供 100 万人以上个人信息的，应当申报数据出境安全评估。但是，基于个人同意向境外提供个人信息的，应当取得个人信息主体同意。

七、自由贸易试验区可自行制定本自贸区需要纳入数据出境安全评估、个人信息出境标准合同、个人信息保护认证管理范围的数据清单（以下简称负面清单），报经省级网络安全和信息化委员会批准后，报国家网信部门备案。

负面清单外数据出境，可以不申报数据出境安全评估、订立个人信息出境标准合同、通过个人信息保护认证。

八、国家机关和关键信息基础设施运营者向境外提供个人信息和重要数据的，依照有关法律、行政法规、部门规章规定执行。

向境外提供涉及党政军和涉密单位敏感信息、敏感个人信息的，依照有关法律、行政法规、部门规章规定执行。

九、数据处理者向境外提供重要数据和个人信息，应当遵守法律、行政法规的规定，履行数据安全保护义务，保障数据出境安全；发生数据出境安全事件或者发现数据出境安全风险增大的，应当采

(三) 緊急の場合において自然人的生命健康及び財産安全等を保護するために、個人情報等を国外に提供しなければならない場合。

五、1 年以内に 1 万人未満の個人情報を国外に提供することが見込まれる場合、データ国外移転安全評価を申告し、個人情報国外移転標準契約を締結し、個人情報保護認証に合格する必要はない。但し、個人の同意に基づき個人情報を国外に提供する場合は、個人情報主体の同意を得なければならない。

六、1 年以内に 1 万人以上 100 万人未満の個人情報を国外に提供することが見込まれ、国外受領者と個人情報国外移転標準契約を締結し、かつ省級のインターネット情報部門に届出を行い又は個人情報保護認証に合格した場合には、データ国外移転安全評価を申告しないことができる。100 万人以上の個人情報を国外に提供する場合には、データ国外移転安全評価を申告しなければならない。但し、個人の同意に基づき個人情報を国外に提供する場合は、個人情報主体の同意を得なければならない。

七、自由貿易試験区は、当該自由貿易試験区のデータ国外移転安全評価、個人情報国外移転標準契約、個人情報保護認証管理範囲に組み入れる必要があるデータリスト（以下「ネガティブリスト」という）を自ら作成することができ、省級のネットワーク安全及び情報化委員会に報告して承認を得た後、国家インターネット情報部門に報告して届出をする。

ネガティブリスト外のデータのデータ国外移転については、データ国外移転安全評価を申告し、個人情報国外移転標準契約を締結し、個人情報保護認証に合格する必要はない。

八、国家機関及び重要情報インフラ施設運営者が個人情報及び重要データを国外に提供する場合は、関係法律、行政法規、部門規則の規定に従って執行するものとする。

党・政府・軍にかかわる及び機密単位の機微情報、機微な個人情報を国外に提供する場合は、関係法律、行政法規、部門規則の規定に従って執行するものとする。

九、データ取扱者が重要データ及び個人情報を国外に提供する場合には、法律、行政法規の規定を遵守し、データ安全保護義務を履行し、データ国外移転安全を保障しなければならない。デー

取补救措施，及时向网信部门报告。

十、各地方网信部门应当加强对数据处理者数据出境活动的指导监督，强化事前事中事后监管，发现数据出境活动存在较大风险或者发生安全事件的，要求数据处理者进行整改消除隐患；对拒不改正或者导致严重后果的，依法责令其停止数据出境活动，保障数据安全。

十一、《数据出境安全评估办法》、《个人信息出境标准合同办法》等相关规定与本规定不一致的，按照本规定执行。

タ国外移転安全事件が発生し又はデータ国外移転安全リスクが増大したことを発見した場合には、救済措置を講じ、遅滞なくインターネット情報部門に報告しなければならない。

十、各地方のインターネット情報部門は、データ取扱者のデータ国外移転活動に対する指導監督を強化し、事前・事中・事後の監督管理を強化し、データ国外移転活動に比較的大きいリスクがあることを発見し又は安全事件が発生した場合には、データ取扱者に是正して隠れた危険を除去するよう要求しなければならず、是正を拒否し又は重大な結果を引き起こした場合には、データ国外移転活動を停止し、データ安全を保障するよう法により命じる。

十一、「データ国外移転安全評価弁法」、「個人情報国外移転標準契約弁法」等の関係規定が本規定と一致しない場合には、本規定に従って執行する。

原文：http://www.cac.gov.cn/2023-09/28/c_1697558914242877.htm

弁護士法人 久田・神保法律事務所

ウェブサイト：<https://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本仮訳の内容につきましては正確を期しておりますが、個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関または専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。